

近畿各府県の最低賃金額

(時間額・下段は発効年月日)

	大阪府	京都府	兵庫県	奈良県	和歌山県	滋賀県
問い合わせ先(各府県賃金課(室))	06-6949-6502	075-241-3215	078-367-9154	0742-32-0206	073-488-1152	077-522-6654
ホームページアドレス (平成30年4月1日からURLが変更になっています)	https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/	https://jsite.mhlw.go.jp/kyoto-roudoukyoku/	https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/	https://jsite.mhlw.go.jp/nara-roudoukyoku/	https://jsite.mhlw.go.jp/wakayama-roudoukyoku/	https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/
地域別(府県)最低賃金	964円 令和元年10月1日	909円 令和元年10月1日	900円 令和2年10月1日	838円 令和2年10月1日	831円 令和2年10月1日	868円 令和2年10月1日
特 定 最 低 賃 金	塗料製造業	971円 令和2年12月1日		973円 令和2年12月1日		
	鉄鋼業	968円 令和2年12月1日		964円 令和2年12月1日		949円 令和2年12月30日
	非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	965円 令和元年12月1日				
	はん用、生産用、業務用機械器具製造業	968円 令和2年12月1日	京都府最低賃金が適用されています	944円 令和2年12月6日	898円 令和2年12月31日	933円 令和2年12月31日
	暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業					
	金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業		933円 令和元年12月22日			
	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業			903円 令和2年12月1日		
	計量器・測定器・分析機器・試験機製造業、光学機械器具・レンズ製造業					
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具製造業	966円 令和2年12月1日	936円 令和元年12月22日	902円 令和2年12月1日	883円 令和2年12月31日	917円 令和2年12月31日
	情報通信機械器具製造業					
	輸送用機械器具製造業		947円 令和元年12月22日	978円 令和2年12月1日		
	自動車・同附属品製造業	970円 令和2年12月1日				936円 令和2年12月31日
	繊維工業			兵庫県最低賃金が適用されています		
	紡績業、化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維粗製品製造業、その他の繊維製品製造業					滋賀県最低賃金が適用されています
	木材・木製品・家具・装備品製造業				時間額は奈良県最低賃金が適用されています	
	印刷業		京都府最低賃金が適用されています			
	ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業					924円 令和2年12月31日
	自動車小売業	965円 令和元年12月1日		901円 令和元年12月1日	885円 令和2年12月31日	
	自動車(新車)小売業		911円 令和2年1月9日			
各種商品小売業 (百貨店、総合スーパーを含む)		910円 令和元年12月22日	兵庫県最低賃金が適用されています		滋賀県最低賃金が適用されています	
百貨店、総合スーパー					851円 令和3年2月11日	

最低賃金に関する特設サイト

<https://www.saiteichingin.info/>

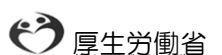
最低賃金制度

検索



注： 特定最低賃金については、府県により適用される産業分類及び適用が除外される業務等が異なります。

— 詳しくは、該当府県の労働局賃金課(室)にお問い合わせください —



大阪労働局 労働基準部 賃金課

使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

賃金は、実際に支払われる賃金から次の賃金を除いて最低賃金額以上とすることが必要です。

- (1) 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- (2) 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（ボーナスなど）
- (3) 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- (4) 時間外・深夜労働及び休日労働に対する賃金

最低賃金額は時間額で定められていますので、時間給以外（月給など）で支払われている場合は、時間額に換算して最低賃金額と比較する必要があります。

賃金の支払われ方による最低賃金額との比較方法は次のとおりです。

- (1) 時間給制の場合 > 時間給 \geq 最低賃金額（時間額）
- (2) 日給制の場合 > 日給 \div 1日の平均所定労働時間（時間額に換算） \geq 最低賃金額（時間額）
- (3) 月給制の場合 > 月給 \div 1か月の平均所定労働時間（時間額に換算） \geq 最低賃金額（時間額）

最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても、最低賃金法により無効となります。

最低賃金額未満の賃金を支払った場合は、罰則が適用されます。

地域別最低賃金と特定最低賃金の両方の適用を受ける場合には、高い方の最低賃金が適用されます。

派遣労働者には、派遣元の事業場の所在地にかかわらず、派遣先の最低賃金が適用されます。

全国各都道府県の最低賃金や、実際の賃金から最低賃金チェックができる「最低賃金に関する特設サイト」があります。

<http://www.saiteichingin.info/>



各種助成金等のご案内

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）のご案内

- ・全て又は一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を改定し、2%以上増額した場合に助成を受けることができる制度です。
 - ・詳しくは、大阪労働局助成金センターに（電話06 - 7669 - 8900）におたずねください。
- ※業務改善助成金と併給調整の対象になる場合があります。

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターのご案内（無料相談窓口）

中小企業小規模事業者の皆様へ

あなたの事業所に専門家（社会保険労務士）を無料で派遣します。
お気軽にご相談ください。

・働き方改革関連法への対応」や「人材確保のための労務改善」等に関する相談窓口を設けております。また、上記記載の「業務改善助成金」や「キャリアアップ助成金」などの相談対応もっております。

- ・専門家（社会保険労務士）が電話、来所、メール、企業訪問による相談支援を実施しています。
- ・長時間労働の是正や同一労働同一賃金の実現など働き方改革関連法の説明を致します。
- ・就業規則の改定、労働時間管理や賃金制度の見直し、助成金の紹介等に対応しています。
- ・地方自治体、事業主団体、経済団体等が開催するセミナーや研修会に講師を派遣します。

受付：月・火・木・金曜日 9:00～17:00 水曜日 9:00～18:00 ※土日祝祭日を除く

住所：大阪市北区天満2-1-30 大阪社会保険労務士会館5階

電話：0120-068-116 (E-mail hatarakikata@sr-osaka.jp) (HP <http://www.sr-hatarakikata.jp>)

